

TNFD 開示にあたっての キーポイント V1.0

WWF ジャパン

TNFD キーポイント サマリー

TNFD 開示において重要なポイントは自社事業と自然との接点をバリューチェーン全体にわたって適切に把握することです。まず自然との依存、影響関係を明らかにし、自社と自然との関係を分析した上で、リスクと機会を評価していくことが、TNFD の要であるガバナンス、戦略、リスクとインパクト管理、指標・目標の設定の基礎になります。

そこで WWF ジャパンは、TNFD 開示において特に重要だと考えられるポイントを TNFD の一般要件などを参考に取り出し、TNFD キーポイントを作成しました。TNFD キーポイントは、各社が TNFD 開示に取り組むことを通じて、実際の事業活動が自然資本や生物多様性の毀損を低減させる上で重要だと考えられるものです。

TNFD キーポイントは業種を問わず重要な開示要素と考えるもののみを抽出しており、業種毎の諸々の特性を反映するものではありません。TNFD キーポイントを参考に TNFD 開示内容を検討する場合、各業種や各社の事情に合わせた検討も必要です。キーポイント以外の開示も積極的に、各社の創意工夫に基づく開示が期待されます。

4つのキーポイント

TNFD キーポイント V1.0 では以下の 4 つのポイントを抽出し、企業が開示に合わせて現在地を確認できるよう、星の数に応じて段階的に示しています。☆(星なし)がキーポイントに関する記載のない開示、そこから星の数が増えるにつれてキーポイントに関する記載がより充実した開示になります。

また、キーポイント 2 から 4 では星 4 つが現時点で望ましいと考えられる状態であり、開示初期に星 4 つに相当する開示を行うことは困難である場合も多いと考えられます。星 1 つから 3 つは望ましい開示に近づくための段階です。将来的には星 4 つが目指すべき状態と認識し、より多い星の数に相当する開示がなされることに期待します。

- 1. TNFD で開示するマテリアリティの選択 (詳細解説 P.VI~)
- 2. 4つの自然関連課題の特定・評価、および優先地域の特定
 - 2.1 直接操業 (詳細解説 P.Ⅶ~)
 - 2.2 バリューチェーン (詳細解説 P.X~)
- 3. ミティゲーションヒエラルキー(マイナスインパクト回避の優先)(詳細解説 P. XII~)
- 4. IPLC(先住民族と地域社会)と、影響を受けるステークホルダー (詳細解説 P.XIV~)

4つのキーポイント 一覧

キーポイント 1:TNFD で開示するマテリアリティの選択 (詳細解説 $\underline{P.VI}\sim$)

	\Rightarrow	どのマテリアリティ・アプローチを採用したか記載がない。
	*	財務的マテリアリティ・アプローチに限定して採用している旨の記載がある。
	**	ダブルマテリアリティ・アプローチを採用する旨を記載している。

キーポイント2: 4つの自然関連課題の特定・評価、および優先地域の特定

キーポイント 2.1: 直接操業 (詳細解説 P.Ⅶ~)

☆	A)直接操業における特定した依存、インパクト、リスクと機会(4つの自然関連課題)が開示されて
	いない。または;
	B)公開されている分析ツールなどを用い4つの自然関連課題が特定・開示されてはいるが、業種レ
	ベル等の一般的な分析のみで、自社事業との関係まで分析されていない。
*	A)直接操業について一部でも LEAP による分析が行われている。または;
	B)直接操業における自然関連の依存、インパクトの決定に向けた検討の結果、評価すべきとした事
	業を開示している(公開されている分析ツールなどの利用結果と、直接操業のインパクト要因との対
	比が行われている)。
**	直接操業の主要な拠点が示され、依存経路やインパクト経路の一定の分析がなされ、4つの自然関連
	課題が特定・開示されている。
***	直接操業の主要かつある程度網羅的な拠点において依存経路やインパクト経路の一定の分析に基づ
	き、4つの自然関連課題が特定・開示され、依存とインパクトの存在する場所を開示している(該当
	する場所が多い場合、割合等場所数での開示も可。例:依存とインパクトの存在する場所数と直接
	操業の全拠点数の両方を開示)。
***	A)依存経路とインパクト経路の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定されている。かつ;
	B)4つの自然関連課題の特定結果に基づき直接操業のマテリアルな地域が開示されている。かつ;
	C)直接操業の要注意地域が開示されている。

キーポイント 2.2:バリューチェーン (詳細解説 $\underline{P.X}\sim$)

\Rightarrow	A)バリューチェーンにおける4つの自然関連課題が開示されていない。または;
	B)公開されている分析ツールなどを用い 4 つの自然関連課題が特定・開示されてはいるが、業種レ
	ベル等の一般的な分析のみで、自社事業のバリューチェーンとの関係まで分析されていない。
*	A)バリューチェーンにおいて一部でも LEAP による分析が行われている。または;
	B)バリューチェーンに関連する自然関連の依存、インパクトの決定に向けた検討の結果、評価すべ
	きとしたバリューチェーンの要素(一次産品、製品、地域、プロセス等)を開示している、あるい
	は、公開されている分析ツールなどの利用結果と、バリューチェーンの観点から自社事業のインパク
	ト要因との対比が行われている。
**	A)評価対象としたバリューチェーンの要素の一部に関して原材料調達方針の運用、サプライヤーに
	照会を進める、または認証制度を使うなど、何らかの方法で一部のバリューチェーンをたどり始めて
	いる。かつ;
	B) 優先地域の候補となる場所を一部特定・開示している。
***	A)評価対象としたバリューチェーンの要素の一部に関して、優先地域の候補となる場所での LEAP
	アプローチや、自社で策定した基準に基づく依存やインパクトの診断を行い、何らかの自然関連リス
	クを特定している。かつ;
	B) A) で特定された自然関連リスクを踏まえて、優先地域の一部を特定している。
***	A)評価としたバリューチェーンの要素全てにおいてバリューチェーンでの依存経路とインパクト経
	路の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定されている。かつ;
	B) 4 つの自然関連課題の特定結果に基づきバリューチェーン上のマテリアルな地域が開示されてい
	る。かつ;
	C)バリューチェーン上の要注意地域が開示されている。

キーポイント 3: ミティゲーションヒエラルキー (マイナスインパクト回避の優先) (詳細解説 P. XII~)

☆	再生・補償措置などの機会に関する記載の有無に関わらず、自然へのマイナスのインパクトを回避ま
	たは軽減するための事業活動の記載がない。
*	設問2における自然関連のマイナスインパクトの特定に関わらず、何らか自然へのマイナスのインパ
	クトの回避または軽減に関する事例が開示されている。
**	設問 2.1 直接操業あるいは設問 2.2 バリューチェーンで特定された自然へのマイナスインパクトの一
	部を回避・軽減するためのコミットメントがあり、そのマイナスインパクトについて回避、軽減に
	関する取り組みと開示がある。
***	設問2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、優先順位の
	高いものについてマイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメ
	ントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。
***	A) 設問 2 で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、マイナス
	インパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に
	関する取り組みと開示がある。かつ;
	B) 設問 2 で特定されたリスク・機会への対応として優先順位が高い再生・補償を実施し、開示して
	いる。

キーポイント 4. IPLC(先住民族と地域社会)と、影響を受けるステークホルダー(詳細解説 $P.XIV\sim$)

☆	人権に関する記載がない。
*	先住民族の権利に関する国連宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、影響を受けるステーク
	ホルダーに適用される国際的に認められた人権などの国際的な規範に賛同している旨の開示がある。
**	直接操業及び、最低限上流のバリューチェーンをカバーし、先住民族、地域社会及び影響を受ける
	ステークホルダーをグリーバンスメカニズム及び人権デューデリジェンス範囲に含む旨の開示があ
	る。
***	直接操業及びバリューチェーンを全体的にカバーし、マテリアルな自然関連課題を有すると特定さ
	れた地域および/または要注意地域において、先住民族、地域社会及び影響を受けるステークホル
	ダーがいる地域が特定され、その旨が開示されている。
***	直接操業及びバリューチェーンを全体的にカバーし、マテリアルな自然関連課題を有すると特定さ
	れた地域および/または要注意地域において、自然関連課題について先住民族、地域社会と影響を
	受けるステークホルダーと積極的にエンゲージメントしている地域の割合の開示がある。

4つのキーポイント 詳細解説

*以下()内のページ数は指定がない限り TNFD V1.0 内のページ数です。

キーポイント1:TNFDで開示するマテリアリティの選択

(解説)

TNFD では「一般目的財務報告書の主要な利用者およびその他のステークホルダーのために明確性と透明性を確保するために、組織は上記の提言に従い、採用したマテリアリティ・アプローチを明示すべきである。」 (P.43)とされています。ここでは、実際の開示内容に関わらず、どのマテリアリティ・アプローチを採用したかという記載の有無を確認しています。

(補足)

マテリアリティ・アプローチについては、TNFD で使用される用語と、一般的に「重要課題」の意で使われることがある「マテリアリティ」という用語が区別されずに使用されている開示も見受けられます。マテリアリティ・アプローチの定義については「マテリアリティに対するさまざまなアプローチの認識」(P.41)、「マテリアリティ」(P.42) および「別紙 5: 用語・略語一覧表 \rightarrow インパクト・マテリアリティ & ダブル・マテリアリティ」(P.130)をご覧ください。

$\frac{1}{2}$

どのマテリアリティ・アプローチを採用したか記載がない。

(解説)

上記(P.43)に基づき、採用したマテリアリティ・アプローチの記載がない場合は星無しとしています。

\star

財務的(ファイナンシャル)マテリアリティ・アプローチに限定して採用している旨の記載がある。

(解説)

TNFD では、ベースラインとして一般目的財務報告書の利用者にとってのマテリアルな情報を特定するために、ISSB のアプローチを適用することを組織に推奨しています (P.41)。ISSB が一般目的財務報告書の主要な利用者のニーズを満たすために企業に提供を求めている情報は「ファイナンシャル・マテリアリティ」と呼ばれることもあり (P.42)、それを採用した記載があることを星1つの条件としています。

**

ダブルマテリアリティ・アプローチを採用する旨を記載している。

(解説)

TNFDでは「TNFD は報告書作成者に対し、ISSB のマテリアル情報の定義をベースラインとし、必要な場合にはインパクト・マテリアリティの定義を追加して使用することを推奨している。」(P.43)と記載があります。 WWF ジャパンは自然資本や生物多様性の毀損を最小限にとどめ、企業がネイチャーポジティブに向けた実効 性のある取り組みを行うためには、事業活動に起因するネガティブインパクトを低減することが必須と考えており、TNFD 開示ではインパクト・マテリアリティの開示を行うことを強く推奨しています。

なお、自社が自然に及ぼすネガティブインパクトの回避・低減に取り組まない企業はほとんど無いと考えられ、 実際にサステナビリティレポート等に取り組みの記載がある場合や、TNFD 開示に実質的にインパクト・マテ リアリティの開示がされている場合もあります。しかし、財務的マテリアリティとインパクト・マテリアリテ ィの両方(ダブル・マテリアリティ)の採用を宣言すること自体が、TNFD 開示全体のトーンを決定し、今後 の開示の方向性にも影響を与えると考えられるため、ダブル・マテリアリティ採用の明示をここでは確認して います。 キーポイント2: 4つの自然関連課題の特定・評価、および優先地域の特定

(解説)

TNFDでは、企業が直接的に事業を行う場所や、他社から調達する原材料が採取される場所、バリューチェーン上の他社の操業拠点などにおいての自然への依存とインパクトの分析が要となります。TNFDの考え方として、まず自社事業がどのような自然資本や生態系サービスに依って成り立っているか(依存)、影響を与えているか(インパクト)を診断します。その際、「依存」と「インパクト」がある場所がどこか特定する必要もあります。特定された場所の特徴も踏まえて「依存」と「インパクト」を診断し、導かれる「リスク」と「機会」を評価し、何から取り組むかの優先順位を開示するという考え方が読み取れます。既に各社で行われている自然関連の取り組みが必ずしもこのような流れに沿っているとは限らず、また様々な取り組みのやり方があるのは当然ですが、TNFD開示を期に、地理的位置という場所性を踏まえて自社事業と自然との接点を把握するという考え方を再確認することが期待されます。

なお、業種により直接操業やバリューチェーン分析での難易度が全く異なるため、直接操業、バリューチェーンに関する項目を分けています。

キーポイント 2.1 : 直接操業

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

- A) 直接操業における4つの自然関連課題が開示されていない。または;
- B) 公開されている分析ツールなどを用い4つの自然関連課題が特定・開示されてはいるが、業種レベル等の一般的な分析のみで、自社事業との関係まで分析されていない。

(解説)

TNFD 開示において 4 つの自然関連課題(依存、インパクト、リスクと機会)(P.29)、特に依存とインパクトの分析は最も重要です。自社事業の依存とインパクトの分析が十分になされていない開示を、自然資本の毀損を抑えるための将来的な取り組みに繋げることは非常に困難です。また、自然関連課題の初期分析において一般に公開されている分析ツール(例: ENCORE、BRF)の活用は有用ですが、セクター全体としての傾向などを見るツールの場合は、そこからさらに自社事業における自然への依存と影響を分析することが必要となります。



A) 直接操業について部分的でも LEAP による分析が行われている。または;

B)直接操業における自然関連の依存、インパクトの特定に向けた検討の結果、評価すべきとした事業を開示している。 (公開されている分析ツールなどの利用結果と、直接操業のインパクト要因との対比が行われている。)

(解説)

自然の状態や企業にとってのリスクは地理的位置により異なります。一般的な情報を提供する分析ツールのみに頼らず、自社の直接操業地点の特徴、自社の具体的な事業内容を深堀して、自然関連課題を特定する必要があります。そのため、A) LEAP 基づいて操業場所と紐づいたインパクト要因(P.31、P.111 参照)の特定、開示あるいは B) データ分析ツールで高インパクトとされたコモディティを自社で直接生産している場合、あるいは直接操業で取り扱いのある場合は、どの程度の著しさを持ったインパクト要因なのかをデータ分析ツールの

結果との対比などが自然関連課題特定に向けての第一ステップです。

**

直接操業の主要な拠点が示され、依存経路やインパクト経路の一定の分析がなされ、4つの自然関連課題が特定・開示されている。

(解説)

星 2 においては企業の主要な直接操業地点において依存経路あるいはインパクト経路(P.31 参照)の分析が求められます。少なくともその分析に基づいた依存、インパクト、リスクと機会が特定されることが必要です。

直接操業の主要かつある程度網羅的な拠点において依存経路やインパクト経路の一定の分析に基づき、4つの 自然関連課題が特定・開示され、依存とインパクトの存在する場所を開示している(該当する場所が多い場合、 割合等場所数での開示も可)。

(解説)

星3においては全ての直接操業地点でなくても構いませんが、各社で検討対象とした事業領域などについては、相当程度網羅的な拠点における依存やインパクト経路分析がされていることが求められます。また、「依存経路やインパクト経路の一定の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定・開示され」というのは、多くの場合、場所に紐づく依存やインパクトに起因したリスクと機会が特定されていることです。バリューチェーンと異なり、企業が直接操業をしている地点は原則として把握することができると考えられるためです。

- A) 依存経路とインパクト経路の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定されている。かつ;
- B) 4 つの自然関連課題の特定結果に基づき直接操業のマテリアルな地域が開示されている、かつ;
- C) 直接操業の要注意地域が開示されている。

(解説)

直接操業における自然関連課題特定の理想の状態としては、それぞれの個別の直接操業の場所に結びついた依存経路とインパクト経路に基づく分析が行われていることです。個別に分析された各地点のうち4つの自然関連課題がある場所をマテリアリルな地域(P.52)として特定することができます。また拠点ごとに分析することで要注意地域(P.52)も特定することができます。TNFDではマテリアルな地域、要注意地域、いずれかの要件を満たす地域を優先地域と呼んでいますが(P.52)、マテリアルな地域、要注意地域それぞれの特性ごとに開示されるのが望ましいです。

キーポイント 2.2 : バリューチェーン

(解説)

バリューチェーンは直接操業と異なり、自然と接点がある場所の把握のためにはトレーサビリティを確保する必要があるなど、難易度が高いためキーポイント 2.1 とは異なるクライテリアを設定しています。

$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$

- A) バリューチェーンにおける4つの自然関連課題が開示されていない。または;
- B) 公開されている分析ツールなどを用い 4 つの自然関連課題が特定・開示されてはいるが、業種レベル等の一般的な分析のみで、自社事業のバリューチェーンとの関係まで分析されていない。

(解説)

直接操業と同様、一般に公開されている分析ツール自体は初期の検討材料としては有用ですが、セクター全体としての傾向などを見るツールの場合は、そこからさらに自社事業に起因するバリューチェーンにおける自然への依存とインパクトを診断することが必要です。

*

- A) バリューチェーンにおいて一部でも LEAP による分析が行われている。または;
- B) バリューチェーンに関連する自然関連の依存、インパクトの決定に向けた検討の結果、診断すべきとした バリューチェーンの要素 (一次産品、製品、地域、プロセス等 (※)) を開示している、あるいは、公開され ている分析ツールなどの利用結果と、バリューチェーンの観点から自社事業のインパクト要因との対比が行われている。

(解説)

まずは LEAP アプローチなどに基づきロケーション(自然との接点)と結びつけた自然関連課題の分析を行う 準備、あるいは社内関係者間のヒヤリングやワークショップ、分析ツールの利用結果と自社のインパクト要 因の対比等を通じて、診断すべきとされたバリューチェーンの要素(P.54,55)の決定に向けた検討を行うこと が、バリューチェーン分析に向けた第一ステップです。複数の診断対象が候補となる場合、取扱量が多い、 環境団体からの問い合わせが多い、サプライヤーからの情報が得られる可能性が高い、既に何らかの環境配 慮の取り組みがあるなどの観点から、まずは一つ選定して診断を開始し、後日に他の対象広げていくといっ たアプローチも有用と考えられます。

(※) バリューチェーンの要素とは、ソフトコモディティ等の一次産品、あるいは水リスクが高いと判断された場合には流域などがバリューチェーンの要素の一例です。

**

- A) 評価対象としたバリューチェーンの要素の一部に関して、原材料調達方針の運用、認証制度の利用、サプライヤーやバリューチェーン下流の取引先に照会を進めるなど、何らかの方法で一部のバリューチェーンをたどり始めている。かつ、
- B)優先地域の候補となる場所を一部特定・開示している。

(解説)

星2つを取るためにはサプライヤーへの照会などを通じたトレーサビリティの確保、自然との接点がある場所

の特定など具体的なアクションが求められます。自然資本の毀損を最低限に抑えるための原材料調達方針の運用や、認証制度の活用などもトレーサビリティ確保に向けた第一歩となり得ます。バリューチェーン上の施設等が自然との重要な接点である場合も、トレーサビリティの確保を通じた場所の特定が必要となります。上記に基づき、優先地域の候補となる場所への紐づけができている開示を星2つとします。

TNFD 開示における認証制度の活用の注意点については 【開催報告】 WWF ジャパン セミナー「TNFD 開示における認証制度の利用と注意点」(リンク)も併せてご覧ください。

- A) 評価対象としたバリューチェーンの要素の一部に関して、優先地域の候補となる場所でのLEAPアプローチや、自社で策定した基準に基づく依存やインパクトの診断を行い、何らかの自然関連リスクを特定している。かつ;
- B) A) で特定された自然関連リスクを踏まえて、優先地域の一部を特定している。

(解説)

星2つで行われた、優先地域の候補において LEAP アプローチ(P.68)や、自社で独自に設けた評価基準で、対象としたバリューチェーンの要素の自然に対する依存とインパクトの診断を行うことが次のステップです。場所と結びつけて、LEAP 等の評価を行うと自然関連のリスクが特定されます(バリューチェーンの要素の特徴にもよりますが、例えば一次産品等の依存とインパクトの診断においては、個別農園などより細かい粒度で場所が特定されているほど、より精度の高いリスク評価ができます)。

場所と結びついたリスク評価が行われると、よりリスクの高い地域を優先地域として特定する、リスクが管理できない地域での改善の働きかけを強化するなど、実際に自然資本の毀損を避ける取り組みに繋がる可能性が高まります。なお、「機会」の特定も重要ですが、ミティゲーションヒエラルキーに基づき、リスクと機会への対応において、自然へのマイナスのインパクトを回避または最小化する事業活動は、復元の取り組み、または再生・補償措置による既存の損害の緩和の追求よりも優先されるべきです(P.38)。

A)評価対象としたバリューチェーンの要素全てにおいて、依存経路とインパクト経路の分析に基づき、4つの 自然関連課題が特定されている。かつ;

B) 4 つの自然関連課題の特定結果に基づきバリューチェーン上のマテリアルな地域が開示されている。かつ;

C) バリューチェーン上の要注意地域が開示されている

(解説)

星3つまでは、例えば一つのコモディティについて詳細に調査し、場所と結びつけて依存経路とインパクト経路の分析ができていることが条件ですが、星4つでは評価対象とした一次産品や、製品、バリューチェーン上にある地域特性など様々な視点で包括的に4つの自然関連課題が特定されている必要があります。

また、直接操業と同様に、個別に分析された各地点のうち 4 つの自然関連課題がある場所をマテリアリルな地域(P.52)として特定することができます。また各地点ごとに分析することで要注意地域(P.52)も特定することができます。直接操業と比べバリューチェーン上での場所の特定難易度は高いですが、理想状態としてはここまでできていることです。

キーポイン3:ミティゲーションヒエラルキー(マイナスインパクト回避の優先)

TNFD では SBTN の AR3T フレームワークなどのミティゲーションヒエラルキーに沿い、リスクと機会への対応において、取り組みの優先順位をつけるべきとしています(P.38, 141)。マイナスインパクトやリスクの回避に正面から取り組むことなく、「何らか自然に対して良いことをしているので機会がある」という側面を強調した開示は、ミティゲーションヒエラルキーに沿っているとは見なせません。キーポイント 3 では企業がミティゲーションヒエラルキーに沿った開示をしているかを確認します。

☆

再生・補償措置などの機会に関する記載の有無に関わらず、自然へのマイナスのインパクトを回避または軽減するための事業活動の記載がない。

(解説)

自然へのマイナスインパクトの回避または軽減について全く言及のない TNFD 開示は星無しとなります。

*

キーポイント2における自然関連のマイナスインパクトの特定に関わらず、何らか自然へのマイナスのインパクトの回避または軽減に関する事例が開示されている。

(解説)

自然へのマイナスインパクトやそれに由来するリスクの回避や低減は、自然関連課題の分析に基づき、そのリスク管理として体系立って対応されるべきものです。ただし、その一つ前のステップとして、優先的に対応する事項の特定には至っていないマイナスインパクトやリスクの回避または軽減策が講じられていることが記載された開示を星1つとしています。

**

キーポイント 2.1 あるいは.2 で特定された自然へのマイナスインパクトやリスクの一部を回避・軽減するためのコミットメントがあり、そのマイナスインパクトについて回避、軽減に関する取り組みと開示がある。

(解説)

星2つでは、キーポイント 2.1 直接操業、あるいは 2.2 バリューチェーンにおいて特定されたマイナスインパクトやリスクを回避・軽減する必要があります。また、体系立っていない、あるいは一時的な取り組みでなく、特定されたマイナスインパクトやリスクの管理に関するコミットメントを掲げ、それに向かった回避、軽減策である必要があります。

キーポイント2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、優先順位の高いものについてマイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。

(解説)

星3つにおいては、キーポイント 2.1 直接操業、2.2 バリューチェーン双方において、マイナスインパクトの 著しさを考慮した上でマイナスインパクトを回避・軽減する領域の優先順位付けを行うことが必要です。星 2 つ同様、コミットメントを掲げ、それに対応した回避、軽減策であることも確認します。

- A) キーポイント2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、マイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。かつ;
- B) キーポイント2で特定されたリスク・機会への対応として優先順位が高い再生・補償を実施し、開示している。

(解説)

ミティゲーションヒエラルキーの上位には復元、再生・補償があります。TNFD 開示におけるミティゲーションヒエラルキーの考え方においては、復元、再生・補償もキーポイント2で実施された自社の自然関連課題の分析に基づく、自然関連のリスクと機会への対応という視点が必要です。また回避、軽減が優先されるべきという点は星3つまでと同様です。

なお、自然関連への依存、インパクト、リスク、機会とは別に、社会貢献やフィランソロピーなどの目的で自然の再生などに取り組むことは決して否定されるものではありません。このキーポイントを通して確認している点は、「リスクと機会への対応において、自然へのマイナスのインパクトを回避または最小化する事業活動は、復元の取り組み、または再生・補償措置による既存の損害の緩和の追求よりも優先されるべき(P.38)」というミティゲーションヒエラルキーの原則の、TNFD 開示における適用となります。

キーポイント4:IPLC(先住民族と地域社会)と、影響を受けるステークホルダー

TNFD は自然資本や生物多様性について先住民族や地域社会が豊かな知識を持ち、生態系の保護に非常に効果的である一方で、自然資本の棄損から悪影響を受けやすいという認識を示しています(P.25)。TNFD は6つの一般要件を開示に適用させることを期待しており(P.43 他)、その一つが「先住民族、地域社会と影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメント」です。このキーポイントでは、人権を尊重するという側面をベースに、IPLC や影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントが、自然関連課題やその社会的側面の問題解決のみならず、よりネイチャーポジティブに向かうという視点を取り入れることを期待しています。

$\stackrel{\wedge}{\sim}$

人権に関する記載がない。

(解説)

IPLCと、影響を受けるステークホルダーが自然の損失により受ける悪影響の問題を TNFD の文脈でとらえる ための第一歩として、TNFD 開示において人権保護に関する言及があることが必要です。

*

先住民族の権利に関する国連宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、影響を受けるステークホルダーに 適用される国際的に認められた人権などの国際的な規範に賛同している旨の開示がある。

(解説)

TNFDでは「先住民族の権利に関する国連宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、影響を受けるステークホルダーに適用される国際的に認められた人権を参照し、それらを導入すべきである」(P.49)としています。 星1つではどの国際的規範への言及があるか個々には確認しておらず、より一般的・包括的な記載でも星1つとみなす場合がありますが、事業活動やバリューチェーンがある国や地域の法令に関わらず、より高い国際的な規範があればそれらに準拠することが重要です。

なお、人権方針は自然関連とは別に独立して運用している企業もあります。TNFD 開示の一般要件やガバナンスの項目では、人権方針や IPLC、影響を受けるステークホルダーに関する説明を行い、自然関連課題と人権が結びついているという認識を改めて示すことが求められてきます。

**

直接操業及び、最低限上流のバリューチェーンをカバーし、先住民族、地域社会及び影響を受けるステークホルダーがグリーバンスメカニズム及び人権デューデリジェンス範囲に含まれる旨の開示がある。

(解説)

人権に関する国際的な規範への参照に加え、各社の取り組みとして人権デューデリジェンスやグリーバンス (救済・是正)などの具体的な仕組みも重要です。また、これらの仕組みの適用範囲について、直接操業および 最低限としてバリューチェーン上流全体における IPLC 及び影響を受けるステークホルダーまで含まれている 場合、星 2 つとしています。現時点で適用範囲が限定されていても、これから適用範囲を拡大することが明示されていれば、星 2 つとしています。

- A) 直接操業及びバリューチェーンを全体的にカバーし、マテリアルな自然関連課題を有すると特定された地域および/または要注意地域において、先住民族、地域社会及び影響を受けるステークホルダーがいる地域を特定するプロセスが開始され、そのプロセスについての説明がされている。かつ;
- B) 特定された地域でエンゲージメント・プロセスが実施され、その内容が記載されている。

(解説)

星3つ以上では人権を尊重する行動だけでなく、能動的に IPLC や影響を受けるステークホルダーに関与していく行動が求められます。まず直接操業及びバリューチェーン全体を通じそれらの関係者が誰で、どこにいるのかという場所の特定を進める必要があります。

加えて、特定された関係者に対し、課題等に対応した悪影響の回避に加えて、FPIC(自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意)を得る、自然に関する知見の参照など具体的なエンゲージメント・プロセスが必要になります。開示にあたっては、プロセスの内容や件数での記載があり得ますが、エンゲージメント・プロセスの例は、TNFD(P.49,50)を参照してください。

直接操業及びバリューチェーンを全体的にカバーし、マテリアルな自然関連課題を有すると特定された地域および/または要注意地域において、自然関連課題について先住民族、地域社会と影響を受けるステークホルダーと積極的にエンゲージメントしている地域の割合の開示がある。

(解説)

星4つでは場所の特定からさらに具体的なエンゲージメント活動が行われている必要があります。TNFDではIPLC及び影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメント・プロセスの項目を提示しています(P.49,50)。TNFDではこれらのエンゲージメント活動の裏付けとして「マテリアルな自然関連課題を有すると特定された地域および/または要注意地域において、自然関連課題について先住民族、地域社会と影響を受けるステークホルダーと積極的にエンゲージメントしている地域の割合(P.50)」を開示することを検討すべきとしています。